

利用料金のご案内

(1日当たり)

令和元年10月1日より

《短期入所療養介護》

(介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となります。以下に記載する利用料金は自己負担割合1割の額となります。)

要介護度	介護報酬短期入所療養介護費 利用者負担分(非課税)	
	多床室	個室
要介護1	876円	797円
要介護2	950円	868円
要介護3	1,012円	930円
要介護4	1,068円	986円
要介護5	1,124円	1,041円

※1～3段階の食費について
基準費用額は1,392円/1日

◆ 1食毎の単価

	1～3段階	4段階
朝食	292円	295円
昼食	580円	611円
夕食	520円	550円
計	1,392円	1,456円

※但し、1～3段階の方の基準費用額と負担限度額との差額は介護保険から給付されます。

介護報酬利用者負担分(非課税)	
サービス提供体制強化加算 I	18円
介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上	
夜勤職員配置加算	24円
夜勤帯(17時～9時)に入所者100人につき職員を5人配置	
個別リハビリテーション実施加算	240円
1日20分以上の個別リハビリを行った場合	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円
認知症の行動・心理状況が認められるため、医師の判断により緊急に短期入所療養介護を利用した場合(7日を限度)	
療養食加算	8円/食
医師の指示による治療食を提供した場合(1日につき3回を限度)	
送迎加算	184円
送迎を行った場合、片道ごとに	
緊急時施設療養費	518円
症状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1か月に1回、連続する3日を限度)	
緊急短期入所受入加算	90円
計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合(7日を限度)	
介護職員処遇改善加算(I)	39/1000
当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の39/1000に相当する単位数	
介護職員等特定処遇改善加算(I)	21/1000
当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の21/1000に相当する単位数	
重度療養管理加算	120円
要介護4・5の方で別に厚生労働大臣が定める状態の方に計画的な医学管理のもとに短期入所療養介護を行った場合	

食事療養費および居住費(非課税)			
食費	1段階※	300円	
	2段階※	390円	
	3段階※	650円	
	4段階	1,456円	
居住費		多床室	個室
	1段階	0円	490円
	2段階	370円	490円
	3段階	370円	1,310円
	4段階	377円	1,668円

保険外費用利用者負担分(非課税)		
日用品費	入浴した日	150円
	入浴しなかった日	130円
洗濯代	1回	300円
《日用品に含まれるもの》		
・ティッシュペーパー ・シャンプー		
・ペーパータオル ・石鹸、ボディソープ		
・タオル、バスタオル		
・おしぼり 等		

加算利用料(課税)	
個室料(税込)	
一般個室	1,100円
特室 (キッチン、洗面台、トイレ、ユニットバス 応接セット付き)	2,200円
電気使用料(税込)	
テレビ、電気毛布	1品目
携帯電話充電器等	55円
テレビレンタル料(税込)	55円